

月額所得の計算方法

このページでは、6～7ページで計算した年間総収入金額・年間総所得額から以下の計算式に金額をあてはめて世帯の「月額所得」を割り出し、その結果が収入基準内に該当するか判断します。

具体的な計算方法

- ・ 給与所得者の方 → Aから順に計算をしていきます。
- ・ 事業所得者の方 → Cで計算します。

※申込世帯の中に所得がある方が複数名いる場合は、それぞれで端数整理を行い、最終的に全員の金額を合算して世帯の「合計年間所得金額」算出してください。

A 年間総収入金額 (a)

年間総収入金額
円



B 年間総所得金額の計算方法（下記の表にあてはめて計算します。）

年間総収入金額 (a)	年間総所得金額
・ 550,999 円以下	年間総所得金額は0円
・ 551,000 円以上 1,618,999 円以下	(a) - 550,000 円
・ 1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,069,000 円
・ 1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,070,000 円
・ 1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,072,000 円
・ 1,624,000 円以下 1,627,999 円以下	1,074,000 円
・ 1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = b ⇒ ② : (b) × 2.4 + 100,000 円
・ 1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = b ⇒ ② : (b) × 2.8 - 80,000 円
・ 3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	① : (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = b ⇒ ② : (b) × 3.2 - 440,000 円
・ 6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	① : (a) × 0.9 - 1,100,000 円



年間総所得金額

円

C 月額所得の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得金額} \\ \hline \end{array} \text{円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除合計額} \\ \hline \end{array} \text{円} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \end{array} \text{円}$$

※控除額は9ページの一覧表をご確認ください。

控除金額の一覧表

	控除の種類	内 容	控 除 額
一 般	1.同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円 × () 人
	2.別居扶養親族	所得税法の控除を受けている扶養親族	
	3.特別控除 (注1)	給与所得または、公的年金所得に係る雑所得を有する方	10万円 × () 人 ※所得金額10万未満の場合は 当該所得金額
そ の 他 の 控 除	4.老人扶養親族	控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方 「合計所得金額が48万円以下の方」※名義人含む	10万円 × () 人
	5.特定扶養親族	扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方 「合計所得金額が48万円以下の方」※名義人含む	25万円 × () 人
	6.ひとり親控除 (注2)	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、 以下の要件をすべて満たす方 ※非婚の父子母子世帯も含む (1)生計を一にする子(総所得額等の合計が48万円以下)がいること。 (2)合計所得金額が500万円以下であること。 (3)その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方が いないこと。	35万円 × () 人 ※所得金額35万未満の場合は 当該所得金額
	7.寡婦控除 (注2)	次に掲げる方で、ひとり親に該当しない方 (1)夫と離婚した後、婚姻をしていない方のうち、以下の要件を満たす方 ①扶養親族を有すること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③その方と事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められるある方 がいないこと。 (2)夫と死別した後、婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 のうち、(1)の②及び③の要件を満たすもの	27万円 × () 人 ※所得金額27万未満の場合は 当該所得金額
	8.障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい手帳などの交付 を受けている方 ▶身体(3級以下) ▶精神(2級以下) ▶知的(B ₁ 以下)	27万円 × () 人
	9.特別障がい者	重度の障がい者 ▶身体(1, 2級) ▶精神(1級)▶知的(A1)(A2)	40万円 × () 人

(注1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替への対応

○入居者または同居者に給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合には、一人につき、
10万円を追加で控除します。

(注2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直しへの対応

○ひとり親控除(35万円)および寡婦控除(27万円)等を控除する。

なお、ひとり親控除と寡婦控除の同時控除はできません。

また、住民票に「妻(未届)」「夫(未届)」と記載がある人は、ひとり親控除も寡婦控除も対象外となります。

※胎児は、同居、扶養控除の対象になりません。